

新・宮崎県地震減災計画 の改定について

宮崎県防災会議令和7年度第3回地震専門部会資料

新・宮崎県地震減災計画（現行）の概要

最終改定以降の主な災害や防災関連計画の変遷

- 令和3年3月 「新・宮崎県地震減災計画」の最終改定
- 令和6年1月 令和6年度能登半島地震の発生
- 令和7年3月 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定公表
- 令和7年7月 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の公表
- 令和8年2月 「新・宮崎県地震減災計画」の改定案の提示（予定） ※宮崎県地震被害想定を公表予定

計画骨子

1 県民防災力の向上

- ・ 県民の防災意識の啓発
- ・ 自主防災活動の充実
- ・ 要配慮者の支援対策の充実
- ・ 学校における防災教育の推進
- ・ 企業防災の推進

2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保

- ・ 住宅の耐震化等の促進
- ・ 公共建築物等の耐震化の推進

3 外部空間における安全確保対策の充実

- ・ 地震・津波災害に強いまちづくりの推進
- ・ 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備
- ・ 土砂災害対策等の充実
- ・ ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）
- ・ 様々な地域的課題への対応

4 津波対策の推進

- ・ 津波避難場所・避難経路の確保
- ・ 津波避難に対する普及・啓発
- ・ 津波情報の迅速・的確な伝達
- ・ 津波からの避難体制の充実
- ・ 津波を防御する施設の整備・充実等

5 被災者の救助・救命対策

- ・ 迅速な救助のための体制強化
- ・ 災害時医療体制の強化
- ・ 保健衛生・防疫対策

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- ・ 県の防災体制の充実
- ・ 市町村の防災対策の充実
- ・ 国、指定公共機関との連携強化
- ・ 企業、民間団体との連携強化
- ・ 広域連携体制の確立

減災目標

- ・ 住宅の耐震化率（約80%）を90%に向上
- ・ 早期避難率（55.5%）を70%に向上



人的被害（死者数）を
15,000人から2,700人へ

さらなる対策



限りなく
ゼロへ!

減災計画改定の背景

(1) 減災目標の達成状況

	計画策定時	目標	実績
住宅の耐震化率	約80%	90%	84.0% (R2年度末)
早期避難率	55.5% (H30年度意識調査)	70%	59.3% (R6年度意識調査)

防災・減災の取組を着実に積み重ねていくとともに、あらゆる機会を捉えて、これまで以上に県民防災力を高めて行く必要がある。

(2) 国における計画等の見直し

- 令和7年3月 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定公表
令和7年7月 同年3月の被害想定更新を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更
《主なポイント》・「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
・災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援
・複数の災害等への同時対応（複合災害対策）

(3) 県における最近の動き

- ・被害想定の見直し（令和6年度～令和7年度）
- ・日向灘地震の発生・南海トラフ地震臨時情報の発表（令和6年8月）
- ・災害支援物資拠点施設の整備（令和7年1月供用開始）
- ・九州各県との連携体制（受援・応援態勢等）の構築（九州知事会含む）
- ・デジタル技術の活用（防災情報共有システムの更新、SpecteeひなたGISでの浸水想定等の公開等）

減災計画改定内容（案）

（1）計画名称の変更

（現在）新・宮崎県地震減災計画 ⇒ （変更案）**第3期宮崎県地震・津波減災計画**

※宮崎県地震減災計画（H19.3策定）を第1期、
新・宮崎県地震減災計画（H25.12策定）を第2期計画と位置付ける

（2）減災目標の設定

・県における減災目標は、**国の減災目標や地震被害想定結果を踏まえて更新**する。

※国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画における減災目標は、
「今後10年間で、想定される死者数をおおむね**8割減少**、想定される建築物の全壊焼失棟数をおおむね**5割減少**」

（3）計画期間の設定

・計画期間は**10年（令和8年度～令和17年度）**とする（現行計画には始期・終期の定めなし）。

ただし、計画改定から**5年後に中間見直し**を行うこととする。

※国は、「今後10年間で」達成すべき目標を掲げており、各項目に関する具体目標についても基本的には同様である

（4）計画骨子や具体的な取組内容の見直し

《主な見直し事項》

・計画骨子の見直し

⇒項目の再編等を行い、**「被災者支援・災害関連死対策」**を新たに計画の柱の1つとして掲げる

・新たな取組内容の追加

⇒（例）**複合災害対応、南海トラフ地震臨時情報に関する事、事前復興に関する事**など

※詳細については別紙資料を参照